

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 22 日現在

機関番号：32668

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530718

研究課題名(和文) ネットワークとライフステージに基づく障害者雇用創出・継続の方策に関する総合的研究

研究課題名(英文) Research on job creation and continued employment measures for people with disabilities from the perspective of network and life stages

研究代表者

小田 美季 (ODA, MIKI)

日本社会事業大学・社会福祉学部・准教授

研究者番号：90308693

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)：障害者のソーシャル・インクルージョン(社会的包摂)を促進する一環として、障害者雇用とその継続に着目した。本研究の目的は、ネットワークとライフステージの観点から障害者雇用創出や雇用の定着・継続に関する方策の現状と課題を明らかにすることである。研究期間内に、日本とドイツの障害者雇用創出や就労支援と雇用の継続に関して、国レベルと地域での取組みの調査を実施した。その結果、障害者権利条約を踏まえたうえでの障害者雇用に関する方策の再検討が喫緊の課題であると分かった。

研究成果の概要(英文)：The objective of this research is to draw attention to the employment of people with disabilities and their continuation as a way of promoting their social inclusion. To this end, the research clarifies job creation and continued employment measures for people with disabilities from the perspective of network and life stages. The relevant fieldwork was conducted in Japan and Germany. The Study concludes that it is important that employment measures for people with disabilities will be reviewed on the basis of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities.

研究分野：社会福祉学

キーワード：障害者雇用 障害者福祉 社会福祉関係 障害者権利条約

1. 研究開始当初の背景

(1) 国内・国外の動向:

国内: 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構主催の「職業リハビリテーション研究発表会」の開催テーマが 2010 年度は雇用拡大、2011 年度は雇用と雇用継続に設定されていた。さらに、2012 年度は雇用と雇用継続のための企業と支援ネットワークの役割にテーマを設定するという状況であった。加えて、障害者雇用拡大の方策としてのソーシャル・ファーム(社会的企業)の可能性に言及する障害者職業総合センターや日本障害者リハビリテーション協会の動きもあった。

国外(ドイツ): ソーシャル・ファームのロビー団体やそこが出資したビジネスコンサルタント会社为中心となり、ソーシャル・ファームの同業種のネットワーク化やソーシャル・ファーム立ち上げのマニュアル化が図られた。さらに、ソーシャル・ファームの中には、障害のある若者への就労支援と企業支援に特化した活動も現れ始めた。

(2) 着想に至った経緯

研究成果: 1990 年代のドイツでの障害者の自助・相互支援・公助に関する見聞、2002 年以降のドイツ・オーストリアにおける障害者の自助・相互支援の仕組みや連邦・州の仕組み、ソーシャル・ファーム(社会的企業)の実践への見聞を踏まえて、2009~2011 年度に科研費基盤研究(c)「自助・相互支援・公助の観点からみた障害者雇用創出の方策に関する基礎的研究」を実施した。

上述の 2009~2011 年度の科研費研究において雇用だけではなく雇用継続の視点の必要性やネットワークやライフステージの視点の重要性が明らかになった。

2. 研究の目的

(1) 障害者のソーシャル・インクルージョンを促進する一環として、日本における障害者雇用の創出や就労支援システムの改善への提言を行うために、以下(2)をネットワークとライフステージの観点から明らかにすることを本研究の目的とした。

(2) 具体的内容は次の通りである。

日本における職業教育や就労移行・就労継続支援事業や社会的企業と雇用や雇用継続に関する現状と課題

ドイツとオーストリアにおける障害のある若年労働者の就労支援やソーシャル・ファーム(社会的企業)の現状と日本への応用の可能性・方策

3. 研究の方法

(1) 日本: 限定した地域で先進的な取り組みをしている就労支援機関や教育機関での現地調査や資料分析を行った。具体的には以下の3種類である。

教育機関

就労支援機関(企業支援)

地域での就労支援機関や社会的企業等の取り組み

に関しては、学校教育機関から雇用に向けての取り組みとして A 県教育委員会が実施している事業を取り上げた。事業の視察内容や公開資料の分析を通じて、学校教育機関から一般就労に至るルートでのネットワークと特別支援学校における職業教育のあり方について検討した。

に関しては、企業支援に特化して障害者雇用の促進を図っている B 県サポートセンターの取り組みを取り上げた。B 県サポートセンター関係者を中心とした研究発表資料やその他の公開資料と訪問時の見聞も踏まえて事業内容をネットワークの観点から分析・考察した。

に関しては、C 県 D 市における就労支援機関・障害福祉サービス事業所も加盟する NPO 法人 E や社会的企業 F の事業を取り上げた。事業内容やその背景に関してのインタビューや公開資料を基にして学校教育から一般就労に至る過程と学校教育から障害福祉サービス事業所を経て一般就労に至る過程、社会的企業での雇用について分析・考察した。

(2) ドイツ: 連邦レベルと州レベルで障害者の雇用の場の拡大に取り組んでいる内容に目を向けた。それらの法的枠組みや実際の現場の状況と課題について、文献やその他の公開資料の分析と現地調査を通じて明らかにした。具体的には以下の通りである。

連邦レベル: 文献やその他の資料分析が中心である。その際、特に日本でドイツのソーシャル・ファーム(社会的企業)として紹介されているインテグレーションプロジェクトに焦点を当てた。

州レベル: 具体的な現場の実施状況については、州の管轄であるため、障害者雇用に積極的に取り組んでいる G 州に地域調査を限定した。G 州が特に力を注いでいるのが、障害者雇用の一形態としてのインテグレーションプロジェクトである。その公助や G 州でのインテグレーションプロジェクトの現状と課題を文献調査と現地調査から分析・考察した。現地調査では、インタビュー調査だけで

はなく、G州の外郭団体主催のインテグレーションプロジェクトに関するセミナー等の行事にも参加して、参与観察も行った。

- (3) オーストリア：ドイツと同じく連邦レベルと州レベルがある。2009年度から2011年度まで実施した「自助・相互支援・公助の観点からみた障害者雇用創出に関する基礎的研究」(科学研究費(基盤研究(C)))からの変化を文献資料やその他の公開資料を基に検討した。

4. 研究成果

- (1) 日本：「3. 研究の方法」で挙げた3種類に分けて、研究成果を述べる。なお、下記・の詳細との一部は後述の〔その他〕に挙げた事例集形式の報告書に掲載している。

学校教育機関から雇用に向けての取組み：A県教育委員会は、以下の3つの事業を関連して実施していた。

- ・認定資格を授与する技能検定の実施：技能検定は2011年度から開始され、2012年度からは、5分野(「清掃」「接客」「ワープロ」「流通・物流」「食品加工」)で実施されている。これらの技能検定の内容を特別支援学校高等部の教育内容に組み入れるだけではなく、以下のプロセスを含むシステムも作られている。

- 特別支援学校認定資格協議会の設置：企業関係者や行政関係者(教育行政だけではなく、労働局、県の福祉や労働担当局も含む。)と学校教育関係者が構成員となり、認定資格の開発(内容や実施方法まで含む。)を行った。

- 認定資格指導員(企業等の職員)の特別支援学校や教員実技研修への派遣も行われている。

この技能検定では、A県内の大学との連携(場所の提供や教員・学生の検定への協力)も行われている。

- ・特別支援学校就職支援教員の配属：2006年度に開始された特別支援学校高等部生徒の就職支援を専任で行うための教員を配置している。この教員は民間企業等での勤務経験を有する者で、学校教育現場の生徒・教員と企業をつなぐ役割を持っている現実的な橋渡し役といえる。

- ・特別支援学校就職サポート企業の登録制度：職場見学や実習、学校の授業への助言・指導、技能検定への協力、特別支援学校との連携等のうち、対応可能な内容についてサポートしてくれる企業に登録してもらう制度である。上記の技能検定への協力企業との連携継続というだけではなく、企業名や

サポート内容の公表によって企業の貢献も公開していくところに意味がある。

A県教育委員会の実施事業の特徴として、企業あるいは企業団体との連携をシステムの中に組み込んでいること、その結果、現実的な就労支援が実施されてきていることを指摘しておく。

障害者雇用における企業支援：B県では、障害者雇用の企業支援を行政主導で行っている。2007年には障害者雇用における企業支援に特化した全国初の公共施設としてサポートセンター(以下「センター」という。)を開設した。このセンターのスタッフは企業経験者というだけではなく、企業で障害者雇用に関わったことのある者がほとんどである。スタッフは、企業に障害者雇用に向けた仕事の創出や雇用管理等に関する提案や助言を行っている。このセンターの事業は様々あるが、企業からの参加者が他の企業との交流による見聞を通して障害者雇用を具体的に考えることができる機会として、特に、以下の2つの事業を挙げておきたい。

- ・企業見学会及び情報交換会：B県内を5地域に分けたうえで、障害者雇用を行っている企業の見学会と情報交換会を実施している。参加者は障害者雇用を考えている企業や雇用を実施している企業のトップや担当者である。2013年度の場合、1か所の見学会の定員は20名で設定されていたが、2014年度は10名程度で設定された。企業見学や情報交換(課題等含む。)の場で、企業関係者同士が活発に話したり聞いたりすることができる機会としては、2014年度のグループ規模の方が適正と考えられる。

- ・特例子会社を対象とした研究会：センターでは年2回の特例子会社連絡会開催に加えて、2011年度から実施している県内の特例子会社を中心とした研究会の事務局を担っている。その年度の研究テーマを研究会参加企業と話し合っていて決めている。研究会では、各特例子会社の困っていることや取組み事例を提供し合っていて検討したり、専門家を招いた学習会を行っている。この研究会の活動を通じて、各企業担当者の困惑や孤立の防止と障害者雇用への理解の促進を図っていた。このことが障害者の雇用やその継続につながる一助となっているといえる。

上述の2つの事業は、センターの活動の柱のひとつ「企業ネットワークの構築と運営」に属する。障害者雇用の具体的な情報の交換や難局に見えることの解決方法を共に企業同士で考えていくことにより、企業の孤立や企業担当者の困惑

状態を解消していくための機能を果たしている重要な取組みである。

地域での就労支援機関や社会的企業等の取組み：C 県 D 市における就労支援機関・障害福祉サービス事業所や社会的企業の事業を現地調査（インタビューを含む。）を実施してきた。特に、以下の2つの民間組織（NPO 法人と社会的企業）の取組みを民間主体の活動事例として挙げる。両者とも専門家のみでの活動ではなく、市民としての活動から出発している。

・NPO 法人 E：D 市の障害当事者団体、家族会、支援者団体が連携して 1999 年に任意団体として設立された。設立目的は、障害者の自立と社会参加の実現に向けて、障害種別を超えて障害者団体と支援者団体が協力して活動していくことであった。2002 年には NPO 法人の認証を受けた。その際の事業内容のひとつとして、地域での就労の場の創出事業も挙げられていた。雇用の場として、市からの委託事業を受けるだけでなく、2009 年には就業・生活支援センターを開設した。活動当初から、「私たちの望む街の実現」に重点を置き、「みんな働けてみんな生きれるユニバーサルな街づくり」「障がいのある市民たちが、額に汗して働き自己実現できる街」を目指していた。「働くこと」に関しては、障害の有無にかかわらず NPO 法人の構成メンバーが専門部会の就労支援部で課題解決に向けて検討を重ねてきた。さらに、D 市とともに自立支援協議会の事務局を担っている。

・社会的企業 F：2010 年に会社を設立し、2011 年から操業を開始した。「地域起こし・人起こし・仕事起こし」というスローガンのもと、足の保健運動と障害者雇用の場の創出を目指して設立された。設立時には、通常の株式配当はなく収益は障害者の働く場づくりに活用するという市民への 1 株株主募集も行った。現在の状況を障害者の雇用という観点からみると、日本製インソール（靴に入れる中敷き）の加工やコルクインソールの生産を通じた障害者の働く場の創出は軌道に乗っている。障害者の職域拡大と技術習得事業（靴の縫製技術・相談技術・加工技術等）に関しては、障害の有無に限らずに人材育成を試行している。足と靴の相談に関しては、相談室を商店街の空き店舗を利用して実施している。この相談室の一角に靴や靴下の展示・販売の場を設けており、商店街の利用客や通りすがりに立ち寄る市民もいる。また、相談室では、医療保健福祉関係者への講座も行っている。相談室の店内の奥にインソール作成の工場や製品倉庫もある。障害のある従業員も既述した講座への同

席、靴やインソール購入者の反応を身近に感じることができること、特別支援学校生の職場実習等を通じての誇りと責任を意識した仕事の継続の場になっている。

（2）ドイツ

連邦レベル：ドイツは、2009 年に障害者権利条約の批准をした。障害者権利条約が、ドイツ国内では 2009 年 3 月から効力を発している。2011 年には障害者権利条約の実施状況に関して、ドイツ政府から国連へ第一次報告書が提出された。また、条約内容を国内で実施していくための国内行動計画も公表された。第一次報告書では、障害者権利条約第 27 条「労働及び雇用」に対応した箇所の冒頭で、障害のある人々の職業生活への参加はドイツの障害者政策の中核にあることを強調している。また、労働市場における障害者の参加を促進するために連邦政府としてイニシアチブをとって実施するプログラムとして次のものを挙げている；50 歳以上の重度障害者の雇用創出、特別支援教育を受けている生徒の学校から職業への移行促進、重度障害のある青少年の職業訓練の場の創出、ソーシャル・インクルージョンの課題を踏まえた職業団体の相談能力の向上。ただし、労働面の具体的内容は、州レベルで実施されていくので、連邦のプログラムがどのように州レベルの障害者雇用政策に反映されていくのかは未知の部分がある。

州レベル（G 州の場合）：日本でドイツのソーシャル・ファーム（社会的企業）として紹介されているものとして、「インテグレーションプロジェクト」がある。既述した国連への第一次報告書で掲載されていた各州の障害者雇用政策のうち、インテグレーションプロジェクトを州の取組みとして挙げていた G 州に着目した。G 州ではインテグレーションプロジェクトの立ち上げをシステム化して、それをホームページ上に情報公開している。このシステムの第一段階の重要な窓口として、州の外郭団体である「革新的な雇用促進のための協会（革新的雇用促進協会）」がある。失業や貧困と闘い、職業訓練と労働市場へのアクセスや公平な労働条件を州のすべての人に創出する、という州政府の目的のもと、雇用と職業教育・訓練に着目したサービスを提供している。社会的に不利な状況に置かれる人の社会的統合を図る部署のひとつに障害者雇用担当部署がある。その部署は州内の各行政機関や就労支援担当者からの相談

以外に以下の2事業も実施していた。両事業とも参加者同士で情報意見交換をしている場面が見受けられた。

- ・入門セミナー：インテグレーションプロジェクトの立ち上げのための入門講座で年4回(3月、6月、9月、12月)に実施される。参加者はインテグレーションプロジェクトの立ち上げに関心のある企業や福祉関係の担当者や既にインテグレーションプロジェクトを実施しているところの経験の少ない担当者(研修として)である。協会の就労支援担当者から制度的・財政的活用法の講義を受けた後、参加者で新事業の立ち上げに向けてのプランを作成する。ワークショップ形式のため、参加者が少人数の時は参加者の満足度も高い。
- ・バスツアー：インテグレーションプロジェクトを実施している企業等を行政機関や雇用関係機関、労働組合、商工会議所等での障害者雇用の相談担当者がバスで訪問して見学・情報交換を行う事業である。2014年3月の時点でまだ2回の実施であった。相談業務についている者もインテグレーションプロジェクトの現場を熟知しているわけではないというのが、担当者の問題意識にあり、この事業が開始されたそうである。

なお、インテグレーションプロジェクトの詳細については、後述の発表論文(1)に述べられている。

- (3) オーストリア：2009年度から2011年度まで実施した「自助・相互支援・公助の観点からみた障害者雇用創出に関する基礎的研究」(科学研究費(基盤研究(C))からの変化を文献資料やその他の公開資料を基に検討したところ、障害者雇用に関する現場自体の取組みの変化がみえなかった。そこで、現地調査対象はドイツに限定し、オーストリアを今回外すことにした。ただし、オーストリアでは障害者権利条約が2008年10月から効力を発生しており、2010年10月には最初の報告書がオーストリア政府から国連に提出されている。障害者権利条約とオーストリア連邦、州、市民社会(当事者組織、専門職団体等)との関連で、障害者雇用や福祉的就労を検証していくことも次の段階で必要である。

- (4) 今後の展望：

ソーシャル・インクルージョンの促進：本研究期間(2012~2014年度)において、日本の障害者政策を考えるうえで重要なできごとがあった。それは、2014年1月20日の障害者権利条約の批准と同年2月19日の同条約の発効である。障害者権利条約では、「この条約

の締約国は、…」とか「締約国は、…」と障害者の権利の保障や障害者政策に関する国の責任の明文化がされている。ただし、障害当事者のソーシャル・インクルージョンを促進すると考えると、国だけではなく、都道府県・市町村の地方公共団体、当事者団体や市民グループ、教育・福祉関係者、当事者やその家族、地域住民といった様々なレベルでの障害者権利条約の内容への理解浸透が課題といえる。

本研究の展望：本研究開始当初の着想だけではなく、障害者権利条約に基づいた枠組みで現地調査結果を再吟味することが必要である。そのうえで、日本とドイツ・オーストリアの障害者雇用創出と雇用継続の方策をさらに考察していくことが重要といえる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1件)

- (1) 小田美季、ドイツにおけるインテグレーションプロジェクトの現状と課題、日本社会事業大学研究紀要、査読有、第60集、pp.123-138、<https://jcsw.repo.nii.ac.jp/>

〔学会発表〕(計 2件)

- (1) 小田美季、ドイツにおける障害者権利条約批准後の取組み、日本社会福祉学会2013年度関東部会研究集会、2014年3月1日、日本社会事業大学清瀬キャンパス(東京都清瀬市)
- (2) 小田美季、特例子会社からみた他組織との関係に関する現状と課題、第20回職業リハビリテーション研究発表会(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構主催)、2012年11月27日、幕張メッセ国際会議場(千葉県千葉市)

〔その他〕

- (1) 小田美季、ネットワークとライフステージに基づく障害者雇用創出・継続の方策に関する総合的研究 平成24~平成26年度 研究報告書-事例集-、2015年3月、27頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小田 美季 (ODA, Miki)

日本社会事業大学・社会福祉学部・准教授

研究者番号：90308693

